

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令の概要

ファイナンス・リース取引の銀行本体解禁に係る銀行法施行規則の改正に準じて、所要の規定の整備を行う。また、ファイナンス・リース取引を行うことができる会員に準ずる者を定める（第 42 条、第 43 条、第 96 条）。